

# 喫煙される方へお願い

喫煙する際は、  
近隣住民の方が  
受動喫煙をすること  
のないように  
ご配慮をお願いいたします。

健康増進法では「喫煙をする際の配慮義務」が定められています。

- ◆喫煙者は、喫煙をする際は、周りの状況に配慮しなければなりません。
- ◆施設の管理権限者やその他管理者は、喫煙場所を置く際に、受動喫煙が起こることのないよう配慮しなければなりません。

東久留米市福祉保健部健康課